

別表十八（三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、通算法人が当該事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限り、）において次に掲げる規定の適用を受ける場合（他の通算法人が同日に終了する事業年度において次に掲げる規定の適用を受ける場合を含みます。）に記載します。
 - (1) 措置法第42条の12第1項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和6年改正前の措置法（4）において「令和6年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）
 - (2) 措置法第59条（新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除）
 - (3) 措置法第60条第1項又は第2項（沖縄の認定法人の課税の特例）
 - (4) 措置法第61条第1項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）又は令和6年旧措置法第61条第1項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）
 - (5) 措置法第61条の4第2項（交際費等の損金不算入）
 - (6) 措置法第66条の5の2第3項（第1号に係る部分に限り、）（対象純支払利子等に係る課税の特例）
 - (7) 措置法第66条の13第1項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例）
- 2 「法人番号1」の欄は、国税庁から通知を受けた13桁の法人番号（被合併法人の場合は合併前の法人番号）を記載します。
- 3 次に掲げる欄は、それぞれ次に定める規定の適用を受ける場合に記載します。
 - (1) 「19」から「21」までの各欄 措置法第59条
 - (2) 「21」から「23」までの各欄 措置法第66条の13第1項
- 4 通算親法人が提出した法第72条第1項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した中間申告書（法第71条第1項（中間申告）の規定による申告書をいいます。以下4において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する中間申告書（当該通算親法人が提出した中間申告書に係る法第72条第1項に規定する期間の末日に終了する当該他の通算法人の同項に規定する期間に係るものに限り、）についてはこの明細書の添付を要しません。
- 5 通算親法人が提出した確定申告書（法第74条第1項（確定申告）の規定による申告書をいいます。以下5において同じです。）にこの明細書が添付されている場合には、他の通算法人が提出する確定申告書（当該通算親法人が提出した確定申告書に係る事業年度終了の日に終了する当該他の通算法人の事業年度に係るものに限り、）についてはこの明細書の添付を要しません。